## 令和5年度第2回釧路市障害者施策推進協議会 議事録

日 時:令和5年11月15日(水) 18:00~18:30

場 所:市役所防災庁舎 5階 会議室A

出席者:名簿のとおり

議事内容

発言者	内 容
会長	報告事項①釧路市障がい者芸術作品展について、②指定計画相談支援及び指定障 害児相談支援事業所の実地指導について、事務局より説明願います。
事務局	報告事項① 令和5年度釧路市障がい者芸術作品展について 令和6年2月3日(土)~4(日)に釧路市観光国際交流センターで開催を予定 しております「くしろ冬まつり」に併せて、釧路市障がい者芸術作品展を開催いた します。 釧路地域の障がいのある方の絵画、書道等の芸術作品や、特別展示として北見市 の蛭子陽太氏の絵画作品の展示をいたします。 詳細につきましては、別紙のとおりとなっております。 続きまして 報告事項② 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業所の実地指導について 令和4年度に、6法人11事業所の実地指導を行っており、指導結果につきましては、文書指導を3法人6事業所に、口頭指導を3法人5事業所にしております。 指導の主な内容としまして、加算算定の誤り、記録の不正確な記入、変更届の未 提出などとなっております。 今年度におきましては、5法人10事業所を10月から順次訪問し実地指導を 行っているところであります。
会長	ただ今、説明がありましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。
会長	(質問等なし) なければ、協議事項第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)について事務局より説明願います。
事務局	釧路市障がい福祉計画・釧路市障がい児福祉計画の素案(案)を作成いたしました。要点についてご説明させていただきますので、ご意見等をいただければと思います。 本計画の構成は、第1章が計画の基本的事項、第2章が総合支援法に基づくサービス、第3章が児童福祉法に基づくサービスとしております。 なお、配布させていただきました素案(案)につきましては、現時点で空欄や仮置きとなっている箇所があります。 今後、北海道の計画の内容などにあわせて、北海道の目標欄への記載や、市の計画内容の一部について変更する場合、また追加を行うことがありますので、ご了承願います。

また、本計画は、「釧路市障害者福祉計画」、は一とふるプランの実施計画であり、 国の基本方針に基づき、現在の計画の実績と課題を踏まえ、策定するものとなって おります。

それでは、計画の11ページをご覧ください。第1章の3、障がいのある人を取り巻く状況についてです。

釧路市の人口については、年々減少しており、令和5年4月現在、159,01 4人となっております。65歳以上の人口は56,275人であり、人口に占める 割合は35.4%で少子高齢化が進行している状況となっております。

続いて、12ページをご覧ください。障害者手帳所持者の推移を掲載しております。

障害者手帳所持者数は、令和5年度に減少に転じております。内訳は、棒グラフで示しており、令和4年4月からは、身体障がい者数が約280人の減少、知的障がい者数が約120人増加となっております。

対人口比については、折れ線グラフで示しており、障害者手帳所持者の割合は、 令和4年4月から0.1%の増加となっております。

次に、15ページをご覧ください。

令和5年4月1日現在、特定医療費(指定難病)受給者証を持っている人は、 1,703名となっております。指定難病は338疾病あり、このうち、潰瘍性大 腸炎及びパーキンソン病、シェーグレン症候群の方が多い状況となっております。

16ページをご覧ください。

令和4年4月1日現在、医療的ケアが必要な在宅の児童の人数です。

人数は38名であり、内訳は、 $0\sim5$ 歳の就学前の児童が12人、 $6\sim11$ 歳の小学生が12人、 $12\sim14$ 歳の中学生が8人、 $15\sim17$ 歳の高校生相当が2人、18歳が4人となっています。

表の8、医療的ケアの状況については、服薬管理が31人と最も多く、次に排便 管理が19人、パルスオキシメーター、経管栄養が13人となっています。

次に、19ページをご覧ください。4本市の将来像についてです。

表 12-1、障害者手帳所持者数の予測は、令和 5 年度までが実績値、令和 6 年度から推計値となっております。推計値は釧路市の人口に手帳所持者の出現率を用いて算出しており、令和 8 年度は、令和 5 年度から 327人減少し、17, 107人と推計しており、対人口比は表 12-2 のとおり、0.3% の増加となる予測を立てております。

20ページから22ページまでが、基本的な視点。23ページ、24ページに重点的な取り組みを掲載しております。

次に、第2章、総合支援法に基づくサービスについてです。

27ページから39ページまで、サービスの概要を掲載しており、40ページから47ページは現在の計画の進捗状況と課題を掲載しております。

48ページから57ページまでが、国や道が定める基本指針に基づき、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標である成果目標となっています。

成果目標は、国が示す6項目に加え、7項目目として、「福祉的就労の工賃水準の 向上」を、釧路市独自で設定しております。

主な内容につきまして、ご説明いたします。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行です。

地域生活への移行につきまして、国の目標は、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することなっており、市の目標としても、施設入所者数の6%、18人といたしております。

## 49ページをご覧ください。

1. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。

国の目標として協議の場を設置することとされており、本市は、令和8年度末 までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標とします。

2. 地域生活支援の充実です。

本市では地域生活支援拠点について整備済ではありますが、今後、実績等を踏まえ、検証・検討を実施することとしております。

また、令和8年度末までに、強度行動障がいを有する人の支援体制の整備のため、支援ニーズの把握を行うことを目標とします。

## 50ページをご覧ください。

1. 福祉施設から一般就労への移行等です。

福祉施設から一般就労への移行等につきましても、概ね国の指標と同様としておりますが、令和8年度末における就労定着支援事業利用者数については、表21-1の下から2行目、国の、「令和3年度実績の1.41倍以上」に対し、市は、釧路市障がい者自立支援協議会の雇用・就労部会の協議結果を踏まえ、新規開設事業所の予定がないこと等から1.19倍の65人としています。

## 51ページをご覧ください。

1. 相談支援体制の充実・強化等です。

本市では、平成24年度に設置した、基幹相談支援センターの体制の充実・強 化を図る取り組みを目標とします。

また、サービス基盤の整備を行う障がい者自立支援協議会の体制につきまして も、充実・強化を図る取り組みを目標とします。

- 52ページをご覧ください。
- 6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築です。 本市では、障がい者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス等の質の向上 を図る取り組みを推進します。
- 7. 福祉的就労の工賃水準の向上 です。

本市独自の目標となっている福祉的就労の工賃水準の向上につきましては、就 労継続支援事業B型事業所の平均月額工賃を平成18年度の2倍となる21,2 60円を令和8年度の目標とします。

53ページ以降は、成果目標を達成するための1月当たりの障害福祉サービス等の見込みとなっています。

表25の日中活動系サービスの上から3行目、就労選択支援につきましては、法改正により、令和7年10月から開始が予定されている新たなサービスであります。就労継続支援B型を新規に利用する人数を見込んでおり、令和7年度の途中から制度が施行される予定となっていることから、令和7年度は100人を見込み、令和8年度は200人を見込んでおります。

次に、第3章、児童福祉法に基づくサービスについてご説明いたします。

第2章同様、61ページ62ページにサービスの概要を掲載しており63ページ64ページは現在の計画の進捗状況と課題となっています。

- 65ページ66ページが児童福祉法に基づくサービスの成果目標となっております。
  - 1. 児童発達支援センターの設置及び地域社会への参加・包括、インクルージョンを推進する体制の構築です。

児童発達支援センターについては、設置済であり、推進体制につきましては、 障がい者自立支援協議会において、体制構築に向けた地域の課題について、協 議を行うことを目標とします。

- 66ページをご覧ください。
- 2. 重症身心障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保です。 現在の体制の充実を図るとともに、事業所の確保に努めます。
- 3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーター の配置です。協議の場については、自立支援協議会の部会において設置しております。コーディネーターにつきましては、1名を配置するよう努めてまいります。

	67ページは、成果目標を達成するための1月当たりの障害児通所支援等の見込
	みを掲載しております。
	以上で説明を終わります。
会長	ただ今、説明がありましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。
会長	(質問等なし) 事務局から、他にありませんでしょうか。
	本協議会委員の任期につきましては、来年1月31日をもって満了することとな
事務局	ります。 現委員の皆様には、この2年間、多大なるご尽力・ご協力いただき心より感謝を 申し上げます。
	つきましては、後日、令和6年2月1日以降の次期委員の推薦及び就任依頼をさせていただきますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。 事務局からは、以上です。
会長	ただ今、説明がありましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。
云汉	たにす、配列がありましたが、内がこ真田寺ことでませんでしょうが。
会長	(質問等なし) 以上で本日の議題の全てが終了しましたので、事務局にお返しいたします。
	西塔会長、どうもありがとうございました。
事務局	また、委員の皆様におかれましては、本日は貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。
	本協議会に関し、後日、お気づきになったご意見等がございましたら、資料4に
	記載していただき、11/24(金)までに fax 等で、障がい福祉課まで、ご提出
	願います。 なお、次回の協議会につきましては、令和6年2月の開催を予定しております。 開催日時が決定しだい、改めてご連絡させていただきます。
	別権日時が伏足したい、以めてご連縮させていたださまり。   以上をもちまして、令和5年度第2回釧路市障害者施策推進協議会を閉会いたし
	ます。
	委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。